

## 児童手当制度改正に伴う児童手当給付の円滑な実施

○児童手当／児童手当給付費・児童手当給付事務費 4,602万2,000円

**【概要】** 「こども未来戦略」に基づく、児童手当の制度改正が行われることに伴い、児童手当給付事務の円滑な実施に向けた必要な経費および「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく、情報システムの標準化・共通化を実施するための経費を計上するもの。

**質疑** 児童手当の支給はどのように変わるのか。

**答弁** 児童手当法の改正により、児童手当の支給内容が変更される。主な点は4点あり、1点目としては、受給者の所得制限を撤廃し、全員を給付の対象とする。2点目として、支給期間について、従来中学生までであったものを、高校生世代まで延長する。3点目は、第3子以降の支給額を月額3万円に増額する。4点目として、支給月を、従来4か月に1回であったものを、2か月に1回の年6回に変更する。

**質疑** 浪人をした大学生や、大学院生などについては、第3子のカウント方法はどうなるのか。

**答弁** 上の子が22歳の年度末までに拡大され、かつ、その子に対して親などの経済的負担がある場合は、第3子のカウントの対象となる。よって、23歳の大学生や大学院生は第3子カウントの対象外である。

**質疑** 新たに児童手当の対象となる人数は。

**答弁** 新規の支給対象者として6,300件を見込んでいる。そのうち高校生世代として5,600件、所得制限の撤廃による新規対象者として700件を想定している。

**質疑** 新規対象者への周知方法と支給までの流れは。

**答弁** 7月を目途に申請の勧奨を行う。方法は広報すずかへの掲載やウェブサイトで行うほか、対象者へ認定申請について郵送にてお知らせをする。また、認定申請を要しない方への対応としては、金額の改定作業を行う。並行してシステムの改修を行い、法改正後の10月分から新たな内容で支給を開始していく。なお、10月分については12月に支給される。

**質疑** 高等専門学校の生徒については、児童手当の対象となるのか。

**答弁** 高等専門学校の生徒についても、高校生年代の18歳の年度末までが手当支給の対象となる。

